

申請される方へのご案内

申請

①申請の際は、利用申請書(様式第1号)に必要事項を記入の上、保健福祉課にご提出ください。

※対象者状況表(様式第1号別紙)も2部作成し、添付してください

提出先

〒390-1301

長野県東筑摩郡山形村4520番地1 保健福祉センターいちいの里内

②申請内容を審査の上、利用承認(不承認)通知書(様式第2号)が交付されます。

③QRコードシール30枚(耐洗ラベル20枚、蓄光シール10枚)が無料で交付されます。

・QRコードシールを他人から見て分かるところに貼付してください(衣類・装飾品、所持品等)

・介護、福祉関係者とご親族とで「どこシール伝言板登録シート」に入力してください

※行方不明等有事の際に防災行政無線・防災メールで地域の協力を仰ぐ事にご同意いただきます

QRコード交付

④対象者状況表(様式第1号(別紙))の提出を求められた場合、すぐに提出できるよう保管してください。

※提出を求める事が予想される機関として、警察、役場、担当介護支援専門員等があります

⑤対象者状況表(様式第1号(別紙))の内容に変更があった場合は速やかに保健福祉課に登録内容変更・廃止通知書(様式第5号)を提出してください。

再交付・追加交付

⑥QRコードシールが前回の交付の日から2年間が経過しており、現在ご使用のQRコードシールの劣化、剥離等により継続使用が困難な場合には、QRコードシール再交付・追加交付申請書(様式第4号)を保健福祉課に提出することにより、新たにQRコードシール30枚(耐洗ラベル20枚、蓄光シール10枚)が無料で交付されます。

⑦QRコードシールが前回の交付の日から2年間を経過していない場合での再交付や個人での理由による追加交付の場合は、QRコードシール再交付・追加交付申請書(様式第4号)を保健福祉課に提出することにより、実費負担にて追加交付することができます。

・この場合の費用は村から請求する金額を納入していただきます

※個人での追加購入はQRコードシール活用における混乱の防止の観点からお断りしています

更新手続き

⑧申請した年度の3月末日までで有効期限満了となります。継続利用を希望する場合は利用更新申請書(様式第3号)保健福祉課に提出してください。

利用廃止

⑨「徘徊行動が見られなくなった」「施設入所した」等様々な理由により本事業の利用の対象ではなくなった、必要がなくなった場合は登録内容変更・廃止通知書(様式第5号)保健福祉課に提出してください。

※既に使用しているQRコードシール・ラベルは速やかに破棄してください

※未使用のQRコードシール・ラベルがある場合は返却してください

(ただし、実費負担にて購入の場合は返却は不要です)

徘徊発生時

⑩家族・親族等が徘徊等により行方不明になった場合は、下記の表の区分に応じて連絡をしてください。

パターン	曜日	時間帯	連絡先	電話番号
①	平日	午前8時30分～午後5時15分	役場 保健福祉課	0263-97-2100
②	平日	午後5時15分～午前8時30分	山形駐在所又は 松本警察署	山形駐在所 0263-98-2019
	土・日・祝	終日		松本警察署 0263-25-0110

注意事項

- (1) 所在不明の連絡を済ませた後は必ず連絡が受けられる体制を整えて、対象者宅またはその周辺で待機してください
- (2) 事前登録してある支援者(緊急連絡先)が、遠方にいる等で対象者宅にかけつけることができない場合、常に連絡が取れる体制を確保し、対象者が発見された場合、なるべく早く迎えらるよう手配をしてください
- (3) 所在不明になった場合は、その直前又は直近の状況についてご家族及びご親族でなるべく情報収集をしていただくようにしてください(情報は保健福祉課、警察等に伝えてください)
- (4) 所在不明の連絡を済ませた後に、「すぐに見つかった」「所在が分かった」等で捜す必要が無くなった場合は、速やかに連絡した先に捜索中止の旨の連絡をしてください
- (5) 上記の事以外に、警察から指示等があった場合はそれに従ってください
- (6) 徘徊ではない等、本事業の本来の目的(行方不明時)ではない場合にもQRコードを読み込まれる可能性がありますのでご了承ください。また、そのことについて、保健福祉課から緊急連絡先にお問い合わせがある場合がありますので併せてご了承ください
- (7) 上記の表に示す役場保健福祉課の開庁時間外には、本事業による事務局機能が果たせない場合がありますのでご了承ください